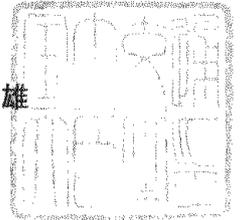


国官総第656号

平成18年3月31日

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 北側 一雄



平成18年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成18年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

I. 海上保安庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。海上保安庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

II. 海上保安庁が達成すべき目標

1. 海上における治安の確保について

海上の治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、監視、取締り及び警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・改正SOLAS条約対応等のテロへの対応及び薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、情報の収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するとともに、監視・捕捉・執行能力の強化を図るため、
 - ①情報収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するために必要な組織等の整備を行うこと。
 - ②速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船艇の整備並びに夜間監視機能を備えた航空機及びテロ対処部隊の展開能力を強化するため、輸送能力に優れた航

空機の整備を行うこと。

③密輸・密航事案の摘発を強化するための効果的な資機材の開発及び整備を促進すること。

④警察、税関等の関係機関との間において、情報交換、合同訓練、合同捜査等を実施し、連携の強化を図ること。

2. 海難の救助について

海難の救助に関し、常に即応体制を整えるとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な海難救助を行う。

[具体的な目標]

- ・海難及び船舶からの海中転落について、緊急通報用番号「118番」の周知・定着、「118番」受報体制の高度化等を図ることにより、発生から2時間以内に海上保安庁が関知する割合を平成22年までに80%以上となることを目指すこと。
- ・レンジャー救助技術、潜水技能、救急救命技能を兼ね備えた機動救難士を2箇所の航空基地において増員するなど沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進すること。

3. 海上交通の安全確保について

海上交通の安全の確保に関し、関係法令に基づく的確な規制及び指導並びに情報の的確な収集及び適時、的確な提供を行うとともに、海難防止思想の幅広い普及を図ることにより、海難の未然防止に努める。

[具体的な目標]

- ・海上交通センター等で行うAISを活用した次世代型航行支援システムの的確な運用等により、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとすること。

4. 海象の観測等について

海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。

[具体的な目標]

- ・地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測すべく、その発生の可能性の高い南海トラフ1箇所の海域に分布する断層並びに鬼界カルデラ東部1箇所の海底火山についての情報の空白区域を減少させること。
- ・我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、内閣に設置された「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」が策定した「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、
 - ①精密海底地形調査を沖大東海嶺南西部及び紀南海底崖の2海域で実施。
 - ②地殻構造探査を平成19年までに大東島周辺海域及び南鳥島周辺海域の2海域で実施。